佐倉市市民公益活動サポートセンターにおける指定管理者の管理に係る 管理の基準及び業務の範囲等の制定について

1 条例改正の趣旨

市民公益活動サポートセンター(以下「サポートセンター」といいます。) は、市民公益活動の推進を図るため、市民、市民公益活動団体及び事業者が相 互に連携し、交流できる場所並びにその活動拠点として平成 15 年 7 月に千葉 県印旛土木事務所跡に設けられたレインボープラザ内に設置された施設で、現 在は、非常勤一般職である市民公益活動支援員 5 名と市の職員 1 名により管理 及び運営が行われています。

サポートセンターは、誰もが利用できる交流スペースや、会議室、印刷やコピーなどができる作業室などを備え、活発な市民公益活動団体の活動を支える拠点施設であるとともに、市民公益活動に関する情報の収集を行い、利用者や市民に提供を行っています。

また、情報の収集や提供による、事業者や市民公益活動団体間の相互の連携の支援や、市民公益活動についての各種相談対応など、市民公益活動を推進するための各種事業を実施することにより、市民協働のまちづくりを進めるための運営の一端を担っています。

市では、今後も上記のような市民公益活動の推進とその充実を図るため、公益活動に理解のある民間事業者や NPO 法人等が指定管理者として管理運営を行い、その能力やノウハウ、創意工夫を活用した事業を展開することで、施設の価値と効用を最大限まで引き出し、更なるサービスの向上、市民協働の視点による事業実施、併せて経費の削減等の効果が期待されるものと判断し、平成 21 年 4 月からの指定管理者制度の導入に当たって指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等について定めようと条例改正を行うものです。

なお、佐倉市集中改革プラン(平成 17~21 年度)において、公共施設運営の合理化の観点からも、サポートセンターの指定管理者制度の導入について検討を進めてきたところです。

2 条例の概要(主な改正点)

指定管理者に以下のとおり佐倉市市民公益活動サポートセンターの管理及 び運営を行わせるものとします。

開所時間、休所日については、これまで規則で定めていたものを条例で定め

ることとするもので、内容の変更はありません。

また、指定管理者の業務の範囲には、サポートセンターの施設の管理のほか、 市民公益活動推進のための各種事業の実施(市民公益活動団体のつどい、NPO 市民講座等を想定しています。)も含めています。

(1)開所時間

開所時間は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができます。

日曜日、月曜日及び土曜日 午前9時30分から午後5時30分まで 火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後7時まで

(2)休所日

休所日は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休所日を変更し、または臨時に休所日を設けることができます。

毎月の第2月曜日及び第4月曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(3)指定管理者の業務の範囲

サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

サポートセンターの施設の使用の許可に関すること。

以下の業務の実施に関すること。

- ア)市民公益活動の推進のための施設及び設備の提供に関すること。
- イ)市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- ウ)市民公益活動に関する相談に関すること。
- エ)市民公益活動に関する人材育成に関すること。
- オ)市民公益活動に関する交流の場及び機会の提供に関すること。
- カ)市民公益活動の推進に関する支援及び協働に関すること。
- キ)市民公益活動の推進に関する調査・研究に関すること。

その他市長が必要と認める業務

(4)使用の許可

サポートセンターの施設を使用しようとする場合は、指定管理者の許可を 受けなければならないこととします。

(5)使用料

現時点で会議室料金等は無料としております。

今後「佐倉市公の施設の貸室等に係る使用料等の適正化への取組指針」による各施設の有料化検討に併せて、見直しを行なう可能性があります。

3 検討の経緯

サポートセンターの管理運営形態については、その設置当初より、佐倉市ボランティア・市民公益活動推進懇話会や市民公益活動推進懇話会において、行政ではなく NPO 法人など、利用者側の立場に立った、市民の手による運営がのぞましいとされていました。

平成17年度からは、佐倉市市民公益活動運営協議会にて協議を重ね、平成19年3月に早期導入を望むとする報告書の提出を受けたところです。

また、平成19年度には平成19年10月6日に指定管理者制度についての 説明会を開催し、同年11月には利用団体へのアンケート等を実施し、利用者 へ意見聴取するなど、制度理解のための周知をおこなってきました。

4 施設概要

所 在 地 佐倉市鏑木町198番地2

施設の概要 交流コーナー、印刷・作業コーナー、情報コーナー、会議 室、事務所、ロッカー・メールボックス

開 所 日 平成15年7月

延床面積 153.68 m²

構 造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建てのレインボープラザ佐倉事務棟の一部

建築年月 昭和45年6月

市民公益活動サポートセンターは、平成 14 年 3 月に提出された「市民公益活動に関する提言書 - 総論 - 」(佐倉市ボランティア・市民公益活動推進懇話会)及び同年 10 月に提出された「市民公益活動に関する提言書 - 各論 - 」(佐倉市市民公益活動推進懇話会)などにおける、市民公益活動の主体性と創造性を損なうことなく側面支援するための拠点施設として、活動の場としての機能及び情報提供の場としての機能を備える施設を早急に確保すべきとの提言から設置されたものです。